

医療費が高額になるときは 『限度額適用認定証』を 提示しましょう!

窓口での
お支払い額が
軽減されます

医療機関を受診するときは、原則、医療費の3割を窓口で支払いますが、入院等で医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ当組合に「限度額適用認定証」を申請して交付を受け、それを医療機関に提示すると、窓口での支払い額が下表の自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」が必要な場合は、共済事務担当課をとおして「限度額適用認定申請書」を提出してください。

(申請書は当組合のホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)

なお、「限度額適用認定証」を利用せずに医療機関に高額な医療費を支払った場合でも、自己負担限度額を超えた部分を後日(診療月から3ヵ月目以降)高額療養費として組合員の口座に送金しますので、最終的な自己負担額は同額となります。

※交通事故等の第三者加害行為による診療には使用できません。

※「限度額適用認定証」には有効期限を設けていますので、有効期限が切れましたら、速やかに当組合に戻してください。

茨城県市町村職員共済組合限度額適用認定証	
交付年月日	年 月 日
記号	番号
組合員氏名	
生年月日	年 月 日
適用対象者氏名	見本
生年月日	年 月 日
住所	
発効年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
適用区分	
所在地	水戸市笠原町978番26 (茨城県)
保険者番号	32080418 (市町村職員共済組)
名称及び印	茨城県市町村職員共済組 之印

高額療養費(自己負担限度額)計算方法

所得区分(標準報酬の月額)	適用区分	自己負担限度額
830,000円以上	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
530,000円~790,000円	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
280,000円~500,000円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
260,000円以下	エ	57,600円
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円

・適用区分『オ』に該当する方は申請書が異なりますのでご注意ください。(添付書類として「非課税証明書」が必要です。)

【例】適用区分『ウ』の組合員が医療費100万円の診療を受けた場合の自己負担限度額
80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=**87,430円**

「限度額適用認定証」を提示した場合	「限度額適用認定証」を提示しなかった場合
■ 窓口負担額 87,430円	■ 窓口負担額 300,000円(医療費の3割)
■ 組合員への送金額 62,400円 ・ 一部負担金払戻金 62,400円	■ 組合員への送金額 274,970円 ・ 高額療養費 212,570円 ・ 一部負担金払戻金 62,400円
最終的な自己負担額 87,430円-62,400円= 25,030円	最終的な自己負担額 300,000円-274,970円= 25,030円

・上記例の場合、一部負担金払戻金は、自己負担限度額から基礎控除額25,000円を差し引いた金額(100円未満切捨て)です。

お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413